

偽造・盗難キャッシュカード対策について

偽造・盗難キャッシュカードを用いた不正な引き出しについては、JAとお客様との信頼にかかわる重要な事項であり、JA・信連・農林中央金庫が連携し、被害防止対策に積極的に取り組んでおります。

詳しくは、お取引されているJAにお問い合わせください。

預貯金者保護法による補償の概要

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（平成18年2月10日施行）の公布を受けて、お客様がJAのキャッシュカードの偽造・盗難による預貯金の不正引出し被害に遭われた場合、原則補償させていただきます。

	お客様の状況		
	無過失	過失があった場合（注）	重大な過失が遭った場合（注）
偽造カード被害	お取引そのものが無効で、被害金額の100%を補償		被害は補償されません
盗難カード被害	口座開設JAへの通知日から遡って30日以内の被害に関し、被害金額全額を補償	口座開設JAへの通知日から遡って30日以内の被害に関し、被害金額の75%を補償	被害は補償されません
条件	①カードの盗難に気づいてからすみやかに、口座開設JAへの通知が行われていること ②口座開設JAの調査に対し、本人より十分な説明が行われていること ③警察署に被害届を提出していること		

※（注）については、「重大な過失または過失となりうる事例」をご覧ください。

※上記法律の施行に伴い、[キャッシュカード規定](#)を改正させていただきます。

●重大な過失または過失となりうる事例

お客様の重大な過失となりうる場合

1. お客様の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視する程度に注意義務に著しく違反する場合となりますが、典型的な事例は以下のようなケースが挙げられます。

- (1) お客様ご本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) お客様ご本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) お客様ご本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他、お客様ご本人に（1）から（3）までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

*上記（1）および（3）については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

お客様の過失となりうる場合

1. お客様の過失となりうる場合の典型的な事例は以下のようなケースが挙げられます。
 - (1) 次の①または②に該当する場合
 - ①金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつキャッシュカードをそれらの暗証番号を推測される書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
 - ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつキャッシュカードとともに携行・保管していた場合
 - (2) (1) の他、次の①のいずれかに該当し、かつ②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ①暗証番号の管理
 - ア. 金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバーを暗証番号にしていた場合
 - イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話などの金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
 - ②キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に安易に奪われる状態においた場合
 - イ. 略てい等により通常の注意義務違反を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他 (1)、(2) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

JABANK埼玉において現在行っている対策

1. キャッシュカードのIC化と生体認証の導入

IC化および生体認証を希望される場合は、口座開設JAの窓口において受付けております。

- ・偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載し、安全性を強化しました。
- 更に、生体認証（手のひら静脈）登録をすることで、より安全性が強化されます。
- ・実施時期：平成18年10月から取扱開始（一部のATMでは利用ができません）
（平成20年3月末には、県内JAの全ATMでの利用が可能となります）

2. 暗証番号のセキュリティ強化

暗証番号の変更は、口座開設JAの窓口において受付けております。

- ・生年月日・電話番号・郵便番号・口座番号・同一数字4桁などによる暗証番号は、システムでチェックを行い受付できません。
- ・実施時期：平成16年10月実施済

ATMで暗証番号が変更できます。

- ・ATM画面の操作で、お客様が任意に暗証番号を変更できます。
- ・実施時期：平成17年5月から取扱開始

3. A T M画面の覗き見防止措置

全A T Mに「覗き見防止フィルム」の貼付と「後方確認用ミラー」を設置しております。

- ・実施時期：平成17年3月実施済（後方確認用ミラー）
平成17年4月実施済（覗き見防止フィルム）

4. A T Mからの1日引き出し限度額の設定

A T Mからの1日あたりのお引き出し限度額を合計100万円から50万円に変更します。

- ・実施時期：平成18年2月10日（日）から取扱開始
※50万円を超えるお引き出しを希望される場合は、お通帳・お届け印をご持参のうえ、口座開設J Aまでお越しください。

5. 異常な引き出しの早期検知

- ・A T Mから1日に多額の現金が引き出されるなど、異常な引き出しを早期に発見し、被害の発生・拡大を未然に防止いたします。
- ・実施時期：平成18年1月28日（土）から取扱開始

6. ポスター・ステッカー、及びホームページへの注意喚起掲示

- ・A T M貼付用ステッカー・ポスターを作成し、暗証番号の管理（類推されやすい暗証番号の使用防止及び日常のカードの管理）について、お客様にお知らせしております。
- ・J Aバンク埼玉ホームページにおいて、お客様に注意喚起文書を掲示しております。

7. 被害発生時の被害届の提出など捜査への協力

- ・被害発生時には、A T M管理金融機関が窃盗罪についての被害届を提出することで金融機関において申し合わせがされております。
- ・万が一被害に遭われた場合は、口座を開設したJ A窓口にご相談ください。

8. 被害発生時の緊急連絡先

- ・A T M稼働中の被害発生時の緊急連絡先は、A T Mコーナー内設置のインターホンまたはフリーダイヤル（キャッシュカードご利用明細票の裏面に表示）によりご連絡ください。

キャッシュカード（ローンカード）の偽造、及び紛失・盗難に遭われた場合

フリーダイヤル 0120-318-242

<受付時間>

平日：午前7：45 ～ 午後9：30

休業日：午前8：00 ～ 午後7：15

※または、口座を開設したJ A窓口へご連絡願います。

通帳の紛失・盗難に遭われた場合

口座を開設したJ A窓口へご連絡願います。

[県内J A連絡先はこちら](#)

<受付時間>

平日：営業時間内

※通帳のみによるA T Mでの貯金の引き出しはできません。